

The Reflection on the Industrial Relations in Italy

Minoru Kono

- I The interfere in the labor-organization and in the investment decision
- II The discussion on the industrial democracy
- III Crisis of Italian capitalism, historical compromise and industrial relations

This paper studies on the process of Italian industrial relations in 70' yeas.

At the end of 60' years, the postwar frame of industrial relations whose axis constituted Inner-commissions (Commissione Interna) has been destroyed by the growth of labor movement, changing it for council of factory (consiglio di fabbrica).

First of all, the paper examines the activity of council of factory interfering in the labor-organization and in the investment decision of enterprises.

Secondaly, the paper traces the discussion of the industrial democracy, that is, co-decision, participation, control and autogestion.

Historically observing, whenever the capitalism falls in the crisis, appears the discussion on the industrial democracy or participation, so also in Italy is discussed the problem among the entrepreneur. The paper analyzes the discussion on this problem as a whole, incuding the judgement of trade-unionists on the industrial democracy. This labor does also make clear

which mean give the unionists to the interfere in the investment decision from the standpoint of industrial democracy.

Thirdly, the paper studies the strategy of labor unions fronting the crisis of Italian capitalism. That is about the strategy of socialist-communist labor union and Catholic labor union. They did change their traditional strategy, or not? According to my opinion, comunist current of uninists did change their traditional position to centre-left goverment (centr-sinistro), from opposing position to implicitly supporting position. Of course; this conversion of communist current causes critics among other currents of unionists.

In 1973, the secretary of Italian Communist Party, Enrico Berlinguer proposed "the historical compromise (compromesso storico)" between communist and Catholic forces. This proposal have had a determined effect on the labor movement. The paper traces the discussion and effect sprung from the proposal.

Accompanied with this discussion has developed the actual industrial relations in 70' years, which process studies this paper.

In the Italian industrial relations, characteristic is the control from political parties on labor unions. In 70' years, we see the the same, or not? This paper makes clear that among the critic and resistance is advancing the strategy of Communist Party.

イタリア労資関係の動向に関する考察

河野 穰

I 労働組織および投資決定への関与・介入

内部委員会との安定的な関係を基軸とする戦後労資関係の枠組が60年代にその歴史的命をおえ、工場評議会を基軸とした流動的な状況が生じていることは他のところで述べたが⁽¹⁾、この工場評議会、および労働組合運動全体がまず活動の力点を集中した領域は労働組織への関与・介入であった。労働組織への関与・介入は、伝統的な労働がつつぎと細分化され、そのように細分化された労働のスピードが企業の側により一方的に確定されてきたことへの歯止めと反転攻勢である。他の所で言及した69年6月のFIAT 組立てラインにおける協定はその1例である。この協定は、組立てラインにおける労働者の使用を、経営側にいちじるしくきびしいものとし、ライン委員会がラインにおける人員をコントロールし、以前には何らかの原因で遅れが生じたばあい「生産の回復」が恣意的に命じられていたのを規制し、またラインの最高リズムは、平均リズムから18%以上乖離してはならないこと、リズムの変化は8時間の枠内で生物生理学的な能率カーブにしたがわねばならないこと、個人的な飽和指数を確定することを定めること、ライン委員会は関係労働者グループを代表して上記の事柄について日々検査をおこなう権限を獲得したのである^{(2),(3)}。

70年12月の Alfa-Romeo の協定は、組立てラインでは、継続時間2.5分以下の作業を変更し、少なくとも労働者の50%にもっと長い労働サイクルを認めることにより、労働内容を豊富にする方向へ道をふみだし、またラインにおける出来

高制を廃止することにした⁽⁴⁾。

71年4月のオリベッティの協定も、労働者の職業能力向上の広範なプランをとりきめている。同協定によれば、企業は、職務内容の再編成、能力を高めるような内部移動（またはローテーション）、新しい生産技術・方法の導入などにより、第3カテゴリーの労働者の職業能力を高め、第2カテゴリーへの昇格を促進するように努めることになっている。これをさらに具体的にいえば、①労働内容を拡大し豊富にするように新しい組立て組織の形態を研究する、②生産物の質に大きく影響する組立てのとくにデリケートな局面における新しい能力を従業員にかくとくさせる、③熟練を要しない作業を自動化する、④半自動機械についている従業員に、機械を規制する責任をあたえる⁽⁵⁾ことなどに努力することが確認されたのである。労働者をラインで使用するものが厳しくなったことにより、オリベッティは、グループ別組立て作業を実験的に採り入れざるをえなくなる。

これらの取りきめは、明らかに労働組織への関与・介入の方向を示すものであって、戦後労資関係の枠組を崩壊させた力関係の変化のなかで多くの工場においておなじような動きが展開された。

72～73年の金属機械部門等の協約改訂で中心的な争点となった生産労働者と職員の単一区分化も、労働組織への関与・介入をはかる路線の一部を構成している。イタリアにおいても、生産労働者と職員の区分と、後者へのさまざまな特権の付与は、企業における命令組織上重要な意味と役割をもっており、従来の産業別労働協約は、生産労働者、中間職種、職員、と別個に労働条件を確定してきた。労働組合運動の側は、労働組織の内部を三層に区分する従来の方式を克服する方針をうちだして、協約改訂交渉の最大の争点とし、この年、この三層区分を単一区分とすることに成功した。もとよりこの単一区分が実質的な結果をもたらすか否かということは協約改訂後の労使関係の実態的な推移にまたねばならないことであるが、いずれにしろ、この紛争は労働組織への関与・介入の領域に属するものと把握することができる。

1973年秋から、工場評議会と労働組合運動は労働組織への関与・介入とならん

で、企業レベルの投資決定への関与・介入へ行動の領域を拡大するようになる。73年後半から74年前半にかけて FIAT, Monte-Edison をはじめとするいくつかの企業レベルの協定が、当該企業の投資と、それに伴う雇用増を確定したことは、すでに他のところでのべたので、ここではくり返さない⁽⁶⁾。

投資部門・投資地域の決定という行為は、各企業にとって戦略上の中心部を構成する行為であるが、この領域への係争の拡大は、国民的ヘゲモニーをになう階級としての労働者階級が、工場評議会・労働組合を通してそのヘゲモニーを企業内の重要な領域へ拡大したという側面から把握することができる。1920年初頭の A・グラムシらの工場評議会は、生産・技術体系における客体としての労働者が主体にまで成長する場、企業の権限を掌握する場、さらに労働者階級の新しい政治権力構造を築きあげる基本単位として構想されていたが⁽⁷⁾、70年代の工場評議会はそのような構想のなかに位置づけられてうまれたものではなく、当初の行動もすでにのべたように労働組織への関与・介入に力点がおかれていた。そして、企業の投資決定への関与・介入は、企業の権限への浸滲を一步すすめたとみなすことができる。

ただし、この領域への係争の拡大はこうしたヘゲモニー領域の拡大というイデオロギー的動因とともに、イタリア資本主義の危機的状況と労働組合のこの危機への対応のなかから、つまり、雇用の停滞、失業者の増大、とくに深刻な危機状況にある部門、企業⁽⁸⁾から発生が懸念される失業の拡大に直面して、投資余力を有する部門、企業レベルで、投資と雇用増を確定していかねばならないという状況のなかからもうみだされてきたといえることができる。

この領域への運動の拡大は、さらにもうひとつの側面から推しすすめられたとみなされうるが、この点については後にふれる。

ところで、企業協定で投資部門、投資地域を確定していくという運動は、どの企業においても全般的に可能なわけではなく、それが可能であるためには、工場評議会の力量に結実する当該企業従業員全体の一定の組織力、政治的・文化的成熟が必要である。しかし他面では、たとえば産業別労働協約により、投資決定へ

イタリア労資関係の動向に関する考察

の関与・介入を可能にするなんらかの保証・とりきめが確定され、投資決定への関与を促進すれば、そのこと自体が従業員の政治的・文化的成熟度を高めることにもなりうる。こうして75年から76年にかけての金属機械・化学・建設産業等の協約改訂では企業レベルの投資決定への関与・介入という問題が中心的争点となった。さしあたり金属機械労組の要求をみておくと、

「投資——、投資のプログラムが、1. 地域、2. 雇用、3. 生産物の確定と方向、4. 労働条件、5. 環境とエコロジーの条件上でいかなる内容となるかを合同で検討するために、工場評議会および労働組合地域支部が、情報をえ、検査する権利をもつ」⁽⁹⁾

というものである。

この交渉においても、従来の交渉でしばしばみられたようにまず国家持株企業経営者同盟が組合側の要求をうけ入れたのに対し、民間の金属機械企業家同盟は、各企業レベルでの情報提供に難色を示し、まず州レベルでの交見交流を提示し、ついで、大企業の企業家グループレベルでの交流をおこなうと譲歩をしたが⁽¹⁰⁾、6カ月間、100時間のストライキを経て、76年5月には、投資・雇用・人員配置などに関する情報を県レベルと企業レベル（従業員500人以上）で年1回組合側に提供し、会合することに合意をした⁽¹¹⁾。

FIOMの書記長（当時）B・トレンティンは、この成果を「金属機械労働者とその統一組合が、長年のあいだにこの分野で獲得するのに成功したもっとも困難な勝利である。またもっとも苦勞に満ち、またもっとも偉大な勝利である。69年に到達した勝利に比較してもそのことは事実である」^{(12)、(13)}と大きな評価をあたえた。

企業レベルでの投資決定にかんする協定はそのごも継続している。さいぎんのいく例かをみると、77年7月のOlivetti（従業員30,000人）の企業協定は、77～81¹の5年間の投資額を4,800億リラときめ⁽¹⁴⁾、Falck（従業員12,000人）の企業協定は2年間の投資額470億リラ⁽¹⁵⁾、IRE-Philips（11,000人）の協定は、バッラ工場に3年間で50～60億リラを投資し、2年間でトレントの工場の技術を

イタリア労資関係の動向に関する考察

強化し、現在1,537人の従業員を1,700人に増大することに合意し⁽¹⁶⁾、CGE（従業員4,000人弱）の協定は、解雇をおこなわないこと、79年6月30日までは賃金補完金庫⁽¹⁷⁾（Cassa integrazione）を利用しないことを確認したうえで、70人の従業員の採用をとりきめている⁽¹⁸⁾。FACIS（9,000人）の協定は、本年の投資額を30億リラとし、雇用については現行の雇用を保証するとともに、10月と4月に市場の推移をみて採用をおこなうととりきめている⁽¹⁹⁾。Olivetti のばあいは40時間のストライキ、FALCK 5カ月の交渉、IRE-Philips 80時間のストライキ、FACIS 2カ月間で60時間のストライキが、協定の締結までにおこなわれたと伝えられている⁽²⁰⁾。

産業別労働協約では「情報をえる権利」が規定されているが、実態は各工場の力関係に応じて、情報を提供されている工場、情報提供をうけて意見の交流がおこなわれている工場、さらに合意を形成している工場などさまざまであると思われる。

II 産業民主主義をめぐる論議

経済や労資関係が行きづまりをみせると、いずれの国においてもほぼ共通して産業民主主義問題がくり返し論議の対象として登場する。イタリアにおいても同様のことを観察することができるので、産業民主主義をめぐる論議の概要を考察し、労働組合運動の側で、さきにみた投資決定への関与・介入がどのように位置づけられているかを検討しておく。

イタリアの産業民主主義の論議では、

- 共同管理 (cogestione)
- 参加 (partecipazione) またはコントロール (controllo)
- 自主管理 (autogestione)

という用語が用いられる。cogestione は西ドイツの Mitbestimmung と同一の内容をさすのにつかわれる。参加という言葉はここでもきわめて広範であって勤労者が、例えば企業の発展計画、投資などについての若干の情報をえる権利から、

イタリア労資関係の動向に関する考察

労働環境、健康の保護などの重要な問題について企業が勤労者の代表とともに決定しなければならない義務にまでおよぶ。参加の概念には、とくにイタリアやイギリスでみられる投資や労働組織に関する交渉方式もふくまれるが、これらのケースについてはしばしばコントロールまたは、「抗争的参加」ともよばれている。autogestione という用語ではフランス統一社会党の用語法における使いかたと、企業内の特定の領域（たとえば福利施設）における自主管理といった使いかたがなされている。

イタリアにおいて産業民主主義の育成にもっとも積極的な部分は、さしあたり P・ポッツォリを長とする青年工業家同盟だとみなすことができよう。青年工業家同盟ははやくから産業民主主義に関心を示しており、77年5月19、20日、トリノで研究集会を開催、「労使関係の新しい形態・参加」と題する文書を提出した。以下にこの文書の要点をまとめてみよう。

この文書は、イタリアの労資関係においては従来決定権、コントロール権など、企業の全権限を企業家が保有してきたが、いまやその古い考えかたが克服されたと言えるような新しい段階に到達しているという前提から出発し、勤労者の代表と労働組合が企業の決定に影響をおよぼし、介入する能力をもつことを示す交渉制度やさまざまな実体が存在しているという認識をもっている。そして青年工業家同盟によると、こうした介入が紛争、力づく、疲労をもたらす交渉をとおしておこなわれるのを避けるために、介入を合理化することが必要な時点に到達しているのである。だがこのためには、法律の草案も、新しい労働者憲章も必要ではなく、上から（政府や諸政党から）統治されるのでない、外部の調停や一方的な決定を必要とせず、問題を自立的に管理することができる労働組合と企業のあいだの直接の関係から生れる自発的な労使関係の網の目を発展させるので十分である。

新しい・効果的な産業民主主義のために社会的諸勢力がとりむすぶ協定は以下の3分野に関係をもつ、とされる。

- 1) 生産過程、つまり工場における労使関係。ここでは、まずテイラー主義を

イタリア労資関係の動向に関する考察

生産の効率的なメカニズムとして認めることから出発するが、しかし新しい労働組織は効率という基準だけでなく、同意という基準にもとづかねばならない。こうして、勤労者がさまざまな機能を共同管理し、時に応じて自主管理しうる多くの分野をひとつひとつ明らかにすることができる。たとえば、企業の福祉制度を自主管理し、労働環境の問題に決定権をもって介入することができる。さらに、労働組織についてのコントロールと検査の機関、人事管理と決定プロセスの問題についての効果的な手段をもつことができる。

2) 企業。ここは、投資、生産物の選択、研究とイノベーションの能力など、企業の戦略に関連しており、企業家活動にもっとも固有の分野である。これらの機能は委任しえないものであり、集会方式で管理できないものであって、この分野では企業家は譲らない。しかしながら、勤労者の代表に情報と、コントロールの保証手段、とを提供することはできる。勤労者は企業側と共通の機関に参加し、企業の計画が自分たちをふくめて全体と両立しうるかどうかを検討し、企業の経営者はこの計画にもとづいて作業することを義務づけられる。

3) 社会。計画された、合理的な政策が欠如した改良政策が遅延していることにより社会基盤が絶対的に不足している事実が労使関係に付加的な紛争、しかしけっして第2義的とはいえない紛争をつくりだしている。この状況からぬげだすためにふたつの道が提唱されている。ひとつは、企業と労働組合が政治権力にたいし、相共同して、全国的計画化、地域別・部門別計画化の主役となること、もうひとつは、このふたつの社会的勢力が、もっとも緊急を要する諸改良を実現するのに必要な資源を回復しうる優先順位と実行方式をひとつ、ひとつ明らかにすることである⁽²¹⁾。

「青年企業家たちのさいぎんの提案のなかに、私は、労働組合側に流れている理念に相似たものがあると思う⁽²²⁾」とG・ジューニも判断しているように、この主張は、自主管理からコントロール、さらに情報提供にいたるまでを企業内に配置し、さらに地域や国のプログラムに労使相協働してあたろうとするきわめて大胆なものである。

イタリア労資関係の動向に関する考察

ただし企業家陣営のなかでは、上の主張はまだ少数派であって、イタリアの企業家全体としては、批判的な傾向が顕著である。FITA 副社長U・アニェッリは要旨つぎのようにのべている。

イタリアでは労働組合、政府、企業家間の関係は望ましいところにまだはるかに遠い。企業の活動と決定に関する情報について論議がおこなわれているが、この一步にしても企業家の機能行使のフレキシビリティが低下するという危険、情報や論争が漏出するという危険をもち、迅速に行動することのできる企業家にくらべてコスト面で条件がわるくなることを否定しえない。

ある形の参加に到達するには、労働組合がゲームのルールを尊重すること、つまり、企業は自己の経済的目標を追求し、生産性発展を計画づけるものだというルールを尊重することが必要である。だが現状はまったくこれと相異なる。たしかに労働組合は責任の感覚を示しているが、その航路を変更する具体的なきざしもないし、企業の役割は富を生産するのであって、救済をするのではないという原則もうけいれていない。また、企業の指導に参加するならば、それに応じた責任をうけいねばならないのだが、それをうけいれようともしていない。

CGIL の考える産業民主主義は見解が不一致のばあいには仲裁をうけいれるものではなく、企業との衝突において完全な自立性を保持するというものである。目標は投資にたいする労働者のコントロールなのであるから、情報への権利では十分でない。

労働組合の目標は、富の創造という目標を企業に課していない。そして経済的適合性という問題をまったく考慮せず、雇用ポストを創りだすことだけを課している。こうした見通しのなかで、参加を語ることにどんな意味があるだろうか⁽²³⁾。

このようにアニェッリは、イタリアの労働組合運動にふかく根ざしている方向が参加ではなく、労働者のコントロール、抗争的参加であり、この方向の転換はさしあたり可能性が小さいことを認識している。たとえば青年工業家同盟は、投資決定については委任しえない機能だとし、情報提供を認めているが、アニェッリは、労働組合運動が現に展開している方向が投資決定への抗争的参加であるこ

イタリア労資関係の動向に関する考察

と、この方向を青年工業家同盟が意図している方向に転換させることが可能性がないことを確認しているのである。

産業民主主義に対する CGIL の考え方は、第Ⅹ回大会におけるラマの報告のなかにみることができる。「われわれはイタリアにおいて共同管理という解決策に反対である。なぜならこの解決策は、明らかに社会的平和と仲裁の制度に基礎をおいているからである。」

「われわれは、行動の自由、勤労者が闘いを必要と考えたときに闘かう権利を放棄するつもりはないし、放棄しないであろう。この故に、企業レベルにおいて、中心的な問題は、投資のコントロール、労働組織のコントロール、とくに大企業によって決定される発展政策のコントロールという問題であり、このコントロールは、われわれの特有語で、諸協約の第1の部分とよんでいる部分を厳格に適用することによっておこなわれなければならない。企業レベルの双方間での定期的な情報、それに関連した検討、意見の交換は、労働組合に、企業の意図を認識し、コントロールさせるだけでなく、協定を実現する可能性を与えるものでなければならない。⁽²⁴⁾」

CGIL の立場は共同管理に反対し、また、情報の提供にとどまらず、協定の締結とそれの実現を主張する抗争的参加の立場とみなしえよう。

ただし CGIL 内部でも見解は多様に存在している。CGIL を構成する共産党系ですら見解の相違が存在し、A・ボナッチーニ書記のようにヨーロッパの他の国の経験に関心を示す部分があり⁽²⁵⁾、社会党系についてもこの党の構成の多様さから、見解はさらに多様である。

社会党労働者集会（77年5月6～8日）テーゼは、この党の基本方向を「イタリアの労働組合にとって、『参加』という概念は『コントロール』という概念と結びつかざるをえない。したがって参加は、経営主の選択が各時期の全国計画を、したがって労働組合の発展提案を尊重していないことを検証し、また外部の産業政策の方向を企業にうけいれさせるように提案する批判的条件づくりをするための紛争であり、コントロールである」⁽²⁶⁾と明らかにしており、CGIL 内の社会

イタリア労資関係の動向に関する考察

党系幹部の中心で、副書記長であったP・ボーニの立場もこれと同様だと思われる。P・ボーニはつぎのようにのべている。

「資本主義的労働組織について、そのあらゆる側面で異議申立てをし、異なった方向の投資を課し、工場の闘いを新しい発展の型に結びつけることは、産業民主主義のひとつの型を事実上かつ具体的に確認をしたものである。このようにして労働組合運動および労働者運動は産業民主主義という問題に回答をあたえた。」

「現在、イタリアにおいては、この経験を発展させ、この経験から離れないことが必要なのか、それとも……ひとつの展開をなす時点に到達しているのか？ 私の回答は、イタリアの道はとくにわが国においては、いまもなおもっとも有効であり、かつもっとも効果的だというものである。」⁽²⁷⁾

これに対して、77年6月の大会において社会党系幹部の中心として、ボーニのあとをついでCGIL副書記長となった、A・マリアネッティの見解はやや異なっている。「イタリアの労働組合はヨーロッパ労働組合の統合的な部分である。したがってわれわれは、従来よりも、批判的な精神と、教条によらずに、他の国で実現された産業民主主義に接近しなければならない。以前は、共同管理は単純に労働組合の階級的性格の裏切りと考えられた。今日ではこの問題への非宗教的な接近が必要である⁽²⁸⁾。」

UILの立場は基本的には「イタリア労働組合の経験は、ドイツの共同管理とは両立しえない⁽²⁹⁾」という立場であるが、書記長のベンヴェヌートは他のところで「将来の見とおしにおいては」「われわれは参加に反対ではなく、むしろ好意的である。しかし労働組合がそれをうけいれる前に、企業家はひとつの選択、つまり発展を選ぶか、停滞を選ぶかの選択をしなければならない⁽³⁰⁾」と語っている。

カトリック世界には、伝統的に労使の協働という思想が存在するが、共同管理についてのCISLの基本的立場は上にのべたUILとおなじく「イタリア労働組合の経験は、ドイツの共同管理とは両立しえない⁽³¹⁾」という立場であり、書記長のマカーリオは、さきに言及した青年工業家同盟の研究集会に欠席をしている。

そして、CISLの一部は、フランスの統一社会党の用語法による自主管理運動に路線上の重きをおいている。企業家が撤退した Feda, Stefi, Velco, Balzarotti Fioravanti, Elettrovideo など「企業主なしの労働」という旗がかかげられて生産が続行されたが、CISL は、76年2月のミラノで自主管理についての集会を開催、「自主管理はほぼ常にさしせまった条件のなかで、雇用をまもるために生れるが、しかし単なる闘争の手段であるだけではない。それはまた異なる労働方式の萌芽でもある⁽³²⁾」とし、「達成された経験の独創性を擁護⁽³³⁾」し、また77年5月の CISL ミラノ県支部大会における C・デルピアーノの報告も、自主管理を長期的な展望で「労働組合が、勤労者のために進めうるもっとも高度な参加形態である」とし、自主管理が「ユートピアである、今日存在していない総体的な経済システムを要求する、必要とされる勤労者の成熟度が欠けている、などの異議がある」ことを認めたとうえで、「この異議は運動の表面的なレベルでみればもっともらしいが、しかし、危機にある、規模のあまり大きくない企業における経験を、公権力の技術上、財政上の支えにより、前へすすめることができる。このばあい、農民によって自主管理される農業における広範な COOP 網を考えることができるし、また自主管理された社会的サービスの組織を築くことができる⁽³⁴⁾」と主張している。

つまり、CISL にとって、「中心的な要求である労働者の企業への参加とコントロールという問題、さらに一般的に経済発展の指導への参加という問題は、…企業の自主管理といういっそう広範な展望のなかで、また社会においては、現行の社会生産システムの批判的考察の用具として、さらに社会的・経済的組織の新しい・より人間的な構造を追求するという戦略的仮設のなかで、とらえられねばならない⁽³⁵⁾」のである。

CGIL は自主管理路線にむしろ批判的で、CGIL 系せんい労組ミラノ支部書記のリッパルディは、「いくつかのケースでは評価できるが、多くのケースで労働者の分割の要因として表われている。たとえば、Feda では、自主管理は120人の労働者中わずか30人によっておこなわれている⁽³⁶⁾」とのべ、プロレタリア民

イタリア労資関係の動向に関する考察

民主党系書記のジョヴァンニニは、自主管理路線の経験は限定されたものであり、政治的な問題とするのは誤りだとしている⁽³⁷⁾。

産業民主主義についての見解がこのような配置を示しているながで、コッポ上院議員を中心とするキリスト教民主党議員グループは、企業における労働者の情報、諮問への参加に関する法案を作成して、議会に提出している。この法案そのものはまだ手元にないが、同議員がキリスト教民主党の集会で説明したものにそって内容を考察しておこう。

コッポ議員の説明によると、法案は、共同管理の経験、自主管理の経験、労働者コントロールの理念、勤労者の側からの企業の所有権の漸次的取得という理念のいずれにもよらず、イタリアの現実に適合したものである。第1条と第2条は企業の管理に内在する問題について勤労者が情報をうけ、諮問をうける権利を規定し、第4条は従業員500人以上を有する株式会社内に監査委員会 (Consiglio di Sorveglianza) を設置することを定めており、これがもっとも重要だとしている。この監査委員会は常設の機関で、株主、従業員、社外の独立者それぞれ $\frac{1}{3}$ ずつによって構成され、この社外の独立者が加わることによって、地域または国の利益と緊密な関係をもたらさう。第5条が監査委員会の任務を定めており、企業の活動と管理の重要な側面について諮問することを経営側に義務づけている。第6条、第7条は、従業員代表の選出、被選挙権者の範囲、任期、リコールについて規定している⁽³⁸⁾。

M・ディドー (CGIU 書記、社会党系) は、コッポの法案の「監査委員会」を、紛争を、社会的平和の構図のなかに誘導することを目的とするものと定義し、これに反対しているが⁽³⁹⁾、この法案およびききにのべた青年工業家同盟の提唱がどれだけのエネルギーを論議にひきこみうるかは、なお未知数である。

Ⅲ イタリア資本主義の危機・歴史的妥協・労資関係の展開

世界資本主義の全般的な停滞のなかで、イタリア資本主義がとりわけ深刻な危

イタリア労資関係の動向に関する考察

機にあることはすでに周知のことである。この危機は戦後労資関係の枠組が崩れたことによって生じた・Ⅰ、Ⅱで考察した流動的な労資関係を重要な要因としているが、イタリア資本主義の危機の深刻化のなかで、その後の労資関係も単線的展開ではなく、複線的展開をみせている。またイタリア共産党の「歴史的妥協」路線の提唱が労資関係の展開にいかなる影響を与えているかということも重要な問題である。つぎにこれらの諸点を検討しておく。

「歴史的妥協」という言葉は、イタリア共産党E・ベルリングエル書記長が、1973年9月28日、10月5日、9日付リナシタ誌上に発表した「チリの事態後におけるイタリアについて考察」のなかではじめて用いたものであるが、グループが「歴史的妥協」という書物のなかで、この路線を説明しているので、それによって、「歴史的妥協」そのものをかんとんに考察しておく。歴史的妥協の提唱者は、チリのクーデターが、労働者階級と中間諸階層とのあいだに亀裂が生じたことによって、またキリスト教民主党の右への移動によってのみ可能になったと判断する。キリスト教民主党の右への移動は、同時に、プロレタリアートと中間諸階層の間の危機の原因でもあり、結果でもあったのである。チリ民主主義の深刻な危機に直面して、この国のキリスト教民主党は、この時点で存在していた現実のオルターナティブを理解することもできなかつたし、理解しようとしなかつた。オルターナティブは、人民連合政府と労働者階級の指導下で社会主義へ向かうすすんだ民主主義か、キリスト教民主党に導びかれるブルジョア民主主義か、という選択ではなく、キリスト教民主党と人民戦線の間の協定を確定することによってのみ救うことのできた民主主義か、ファシズムかという選択であったのだが、チリのキリスト教民主党はこの協定を拒否した。これは巨大な歴史的責任であるとみなす。

そして、1969年以降イタリアに展開されている現実をチリとの一定の類似において把える。つまり1969年以降、イタリアは、ファシスト諸勢力の側からの暴力の戦略に直面してきた。この戦略は、民主主義諸勢力のなかに混乱と不安を投げこみ、中間諸階層に恐怖をいだかせて、彼らが「秩序」を願うよう意図するもので

イタリア労資関係の動向に関する考察

ある。しかしながらイタリアにおいては反ファシズムの回答はつねに敏速、活発、統一的であり、しかも政府、イタリアのキリスト教民主党がこの回答のなかに加わっていたということが重要である。それは左派の諸勢力が、キリスト教民主党と政府に、反ファシズムのプランで可能なかぎり任務をひきうけさせることに成功したからに他ならず、こうして反動的右翼を孤立させ、彼らのプランを空洞化させることに成功した。ただし74年の離婚法の国民投票においては、離婚法に反対するキリスト教民主党とファシストの事実上の同盟が成立し、国の政治の軸を右にずらせる突破口となる危険もあったが、反離婚法をうちやぶることによってこの同盟をつき崩すことができた。

グルッピは歴史的妥協をまずこのような枠組において把えるべきだとしている。しかし、彼は、歴史的妥協はより長い「イタリアにおける社会主義への道」の一環としても把えるべきで、このきわめて長期にわたる過程のなかで、キリスト教民主党、カトリック世界という大衆的基礎をもつ部分を、絶えず反動との結びつきを断ちつつ、民主主義の深化と社会主義へむかう路線上で相互にヘゲモニーを争う主体とする政治的枠組づくりであるとしている。カトリック世界におけるさいきんの変化は明らかにこのことを可能にしているという⁽⁴⁰⁾。

歴史的妥協の提唱は、いまのべた長期的視野のなかにもおかれているが、さしあたりはイタリア資本主義の深化、テロ行為により人々に恐怖をうえつけようとするファシストの動きにたいして、危機克服のために、キリスト教民主党とイタリア共産党の従来以上に明確な協力をよびかけたものである。しかし、この路線の提唱は、この時点で突如として現われたものではなく、イタリア資本主義の危機が進行するとともに、キリスト教民主党を反動の側に追いやらない政策が、イタリア共産党によって採られていたことは周知のことであるし、グルッピもまたそのようにのべている。歴史的妥協の提唱に先だつそうしたイタリア共産党の政策は、当然労資関係にもすでに影を落していたとみることができる。

この影が比較的明確な形をとったのは、73年7月に決定された主要生活必需品の100日間の価格凍結政策である。政府のこの決定は、労働組合運動の展開とた

イタリア労資関係の動向に関する考察

び重なる交渉をへて決定されたものであるだけに、労働組合もまたこの決定に対応した行動をとらざるをえなかったということがある。この100日間の価格凍結にたいしてナショナルセンターが正式に闘いの休戦を表明したことはないが、通常ならば夏休みの8月があげるとナショナル・センターは秋の運動の方向を明示するのに、73年には運動の力点を低所得層の防衛において、物価騰貴にたいする全般的な賃金闘争をはじめとする方向提示をおこなわなかった。ナショナル・センター連合は100日間の価格凍結政策の採用とともに明らかに運動を抑制したとみなすことができよう。ここには中道左派政権を徹頭徹尾ゆさぶりつづけるという従来の路線から、反動の危機、イタリア資本主義の危機に直面して、中道左派または中道派政権を陰ながらささえるというイタリア共産党の路線の転進が反映している。

ナショナル・センターの路線にたいして、労働運動の内部で批判と抵抗が生じてくるのはいわば当然のことであろう。9月後半から10月にかけてまずマニフェスト・グループが労働組合の「休戦」を非難し、「休戦をうちやぶる」ようにしばしば訴える。10月3日付けのマニフェストは、ジェノヴァの都市交通の労働者のストライキが「よく知られた自己規制路線によって厳しく批判された」が、むしろこのストライキは「労働組合の休戦を非難するものだ⁽⁴¹⁾」と書いている。

10月末になると休戦状態についての批判は産業別組合のレベルからも生じてくる。このころひらかれたFLM⁽⁴²⁾の評議員会では下部からの批判がかなりつよかったように思われる。Il giorno という新聞によると、同評議員会で、下部はナショナル・センターにたいして不満足を表明し、全般的な視点に立って熱いモメントを避けようという提案を拒否し、賃金に対する要求を提出してきた⁽⁴³⁾、という。こうした下部からの圧力をうけて、同紙はFIOMの書記長トレンティンが「金属機械組合は『賃金休戦』を落第させると示唆した」と報じている。評議員会の結論も「敗北や後退を避けるために、ナショナル・センターとさらに意見を交換して、速かにイニシアティブを再開することが必要である⁽⁴⁴⁾」と運動の再開を要求した。

イタリア労資関係の動向に関する考察

10月29日から開催された CGIL, CISL, UIL 連合体の指導委員会でも、R・ヴァンニ（当当時の UIL 書記長、共和党系）の報告にたいして、金属機械、せんい、化学の産別組合代表から批判がで、さらに CGIL の社会党系、「プロレタリア民主党系書記からも批判的見解が表明された。金属機械の書記カルニーティ（カトリック系）は指導委員会への報告にたいして部分的に同意はできるが、ナショナル・センターの大多数が承認した確認と合致しうるかどうかも不明確な部分があるとし、労働組合の戦略の本質的な部分は、購買力をまもるための賃金に対するイニシアティブだと定義、「報告を承認するつもりはない」と明言し⁽⁴⁵⁾、マリアネッティ（CGIL、社会党系）は「労働組合の行動の方式を詳細に明らかにすることが必要だ」と、プロレタリア民主党系書記ジョヴァンニも「3つの中心の問題」、つまり、大企業グループの紛争、南部における行動、都市における行動の「詳細な闘争プログラムを選択することが必要だ⁽⁴⁶⁾」と、いずれも闘いの組織化に力点を置いた見解を主張した。

1973年以降のイタリアの労資関係は、いまのべたように、イタリア経済の危機の克服に労働組合が重要な役割をはたそうとするナショナル・センターの指導的部分（さまざまな潮流から成り、したがって政治的思惑はまたさまざまである）と、闘いの抑制に抵抗するさまざまなレベルの運動の相互滲透が継続しているとみなしうる。労働組合におけるこの基本的な構図はその後現在も継続している。

闘い、とくに賃金引上げの抑制に反発する運動のエネルギーが存在することは当然のことであるが、ナショナル・センターにとってこのエネルギーを放置することは許されず、これを特定のチャンネルに誘導するように努めることが必要になる。そして企業の投資決定への労働組合・工場評議会による関与・介入、労働組合運動をあげての低所得層の防衛の闘いがこのようなチャンネルとして選定されたものとみなすことができるように思われる。もちろんこれらの闘いは、それ自体で積極的な意義をもつものであって、企業の投資決定への関与・介入は、冷却した投資マインドに対して投資をすすめさせるひとつの圧力となり、雇用増の具体的な成果ともなり、また他面では労働組合・工場評議会運動の活動領域の

イタリア労資関係の動向に関する考察

拡大ともなる。また、老齢年金のミニマム引上げ、年金の賃金指数へのスライド、失業手当の増額を要求して73年に展開された低所得層防衛の運動は、国民諸階層にたいする労働組合運動のヘゲモニーをさらに強化するものでもあった。こうした基本的意義とともに、賃金引上げへの強い圧力、エネルギーを吸収するチャンネルとしての役割をこうした闘いもっていたことも否定しえない。さきにも述べた企業レベルの投資決定への関与・介入路線は、こうした路線をめぐる緊張のなかから創みだされてきたという側面ももっているのである。

こうした基本的構図のなかでおこなわれた歴史的妥協の提唱は、イタリア共産党が、危機克服のために、陰に陽に中道政権、中道左派政権をささえるにとどまらず、キリスト教民主党とのさらに明確な協働をよびかけたものであるから、ナショナル・センターにおける共産党系指導者、とくにベルリングエル路線に一体といわれる部分の政策をさらに鮮明にしたということがいえるとともに、また歴史的妥協の提唱は、労資関係の領域に、闘いの抑制の条件としてイタリア共産党の政府への参加という政治的条件がもちこまれたという結果をも意味した。労資関係、したがってまた労働運動におけるこの政治的条件をめぐる抗争は、イタリア共産党の選挙における得票率が、68年総選挙、70年州議会選挙、72年総選挙のそれぞれ27%前後から、75年州議会選挙でいきよに33%へ上昇し、この比率を維持しうるか否かが注目された76年の総選挙で34%へとさらに高まったことにより、いっそう激しいものとなっているのである。

CGIL の書記長ラマは、その職責上、慎重な発言の範囲内であるが、「労働組合は犠牲を受容する用意がある、しかしそれには国民的統一の政府をつくるのが条件である⁽⁴⁷⁾」こと、つまり共産党をふくめた政府を形成することを一貫して主張してきたということがいえよう。77年6月の第Ⅸ回 CGIL 大会の報告における「民主的で、国民的な経済プランの錬りあげと、イタリア社会の基本的諸勢力の統一的表現は、政治的枠組と、変革の意志を要求する⁽⁴⁸⁾」という発言も同一の線上に把えられる。

イタリア労資関係の動向に関する考察

ラマ書記長のこうした政治的枠組を強調する発言にたいしては、各方面からの反発もつよく、77年6月から7月にかけてそれぞれ開催されたCGIL, CISL, ULの各大会においてもこの問題が論議の中心になった。たとえばCISLの前書記長B・ストルティは「L・ラマの報告とそこにふくまれている方向は、私には重大な懸念をいだかせる。全般的な計画化を政治的枠組との関連でのべた方法、つまり、すべての政治勢力によって錬りあげられ、管理される経済的・社会的計画が必要だと強調することは、私の考えでは、労働組合運動の行動に限界をもうけることになる⁽⁴⁹⁾」との懸念をのべ、UILの書記長G・ベンヴェヌートも「今日イタリア共産党が新しい経済政策形成の論議に参加するのが重要かつ意義あるとしても、このことは、労働組合が新しいタイプの同意をむりやりに組織せねばならないことを意味しない⁽⁵⁰⁾」とけん制、CISLの書記長・マカーリオもやや難解な表現ながら「歴史を創るのが政府の首脳や将軍たちでなく、特定の時点に、特定の社会の基底にある具体的な力関係であることを想起させるのがマルクス主義者でなく、CISLのわれわれだというのは奇妙なことである。詐って形成した勤労者の政治的統一は、労働組合内部に、政治的一政党的隊列を再生産し、政党に従属した陰の支部になる危険をおかすものであろう。労働組合と政党の関係は弁証法でなければならず、ある限界は、キリスト教民主党イタリア共産党の2極に固着させるとか、偽りの満場一致による妥協という回答では克服しえない⁽⁵¹⁾」と反論、さいきんまでCISL内で一貫してCGILとの統一に反対する少数派のリーダーをつとめてきたV・スカリーアは、「ラマの戦略は日ごとに明らかになっている。つまり、十分に確定されていない計画や、不明確な社会契約を、イタリア共産党の指令室への入室ととりかえるための、いわゆる国民的統一政府に、労働組合を奉仕させるという戦略である⁽⁵²⁾」と鮮明に自己の見解を表明した。

歴史的妥協路線への批判は、CGIL内の社会党系、プロレタリア民主党系からもつよくうちだされている。キリスト教民主党とイタリア共産党の間になって、自己のレーゾン・デートルをたえず強調していなければならない社会党の批判もはげしいものである。また、CGILにおけるプロレタリア民主党系の唯一の書記E

イタリア労資関係の動向に関する考察

・ジョヴァンニーニも、「現在の政治的枠組は、イタリア共産党が国の指導においてより大きな存在になっていることを特徴とするが、この政治的枠組と労働組合との関係ということが、大会の中心問題である。このことは、労働組合の自立性をまもり、左翼の政治的戦略内における戦術的自立とみなされる社会的役割の制限を拒否することの必要性を意味する。換言すれば、各政党が、国の困難にたいする直接の回答をつくりあげる責任をもっているにしても、労働組合はいかなるばあいにも自己の戦略を政府の選択と同一視してはならない⁽⁵³⁾」と発言した。

イタリア資本主義の危機への労働組合の対応の政治的条件をめぐる論議は以上のようにきわめてシビアだが、この論議と平行して労資関係の現実もまた展開をつづけている。

76年2月、当時のモロ首相の提案した「緊急措置」には、利潤への特別課税、高所得層の俸収・賃金引上げのストップ、納税義務の強化、賃金引上げの抑制、アブセンティズムの抑制などが含まれており⁽⁵⁴⁾、ラマ書記長は賃金のコントロールは拒否するが自主制限は可能であるとして政府を支持、ナショナルセンターもモロの計画を可能なものと判断したのに対して、金属機械をはじめとしていくつかの産業別組合はこの計画にノーの意志を明らかにした。

モロ首相の緊急措置の提案は国会の解散、6月の総選挙をへて、10月にアンドレオッティ首相の手で、諸価格の引上げと、物価スライド制の抑制、祝日の削減として再提案された。物価スライド制の抑制は年収600万～800万リラ以上の俸給・賃金については50%、800万リラ以上の俸給・賃金については100%、2年間にわたってスライドを凍結するというものである⁽⁵⁵⁾。提案は、企業協定を抑えるという内容をもふくんでいた。この提案についてはナショナルセンターも否認をし、ミラノ、トリノ、ジェノヴァの各工場で自然発生的なストライキが発生し、ハイウェイを遮断するなど激しくその意志が表明された。

しかし、77年1月26日には、ナショナル・センターは、工業家総同盟とのあいだで労働コストについての協定を締結、この協定において、双方はつぎのような諸点を確認している。

イタリア労資関係の動向に関する考察

1. 労働コストを自動的に変動させる自動変更の範囲を制限する目的にあわせて、勤続割増の修正方式を可及的速かに確定する。
 2. 物価スライド制については、77年2月1日以降期限のきれる報賞金と、賃金自体の新しい定めを、産業別組織において確定する。
 3. 宗教祝祭日5日を取りけし、国の祝祭日2日を日曜日にふりむける。
 4. 有給休暇は、1年を通じて配分されるのが適当である。
 5. 交替制は、設備の利用、雇用の増大のために重用する。
 6. アブセンティズムを否定的な現象として抑制することが必要である。
- ナショナル・センターはまた、一方的な宣言の形で、企業レベルでの賃金引上げを抑制する方針を表明した⁽⁵⁶⁾。

さきにふれた政府の緊急措置についても、ナショナル・センターは政府との会合をかさね、77年3月30日に一部の条項を削除して合意に到達している。

そして77年6月のCGIL第Ⅷ回大会における報告においても、例えば賃金についてラムは工業家総同盟及び政府と合意に達した諸点をひきつづき強調している。

「賃金の整理

賃金が自動的に上昇していくメカニズムを漸次的に除去していくこと

自動的な上昇メカニズムとして考えているのは物価スライド制を除外して勤続手当、退職金、13カ月をこえる賃金などである。これらは、この30年間でふくれあがっており、労働者の不均衡を増大させ、しかも労働のさいごの時期に集中しすぎている。さらに雇用者と失業者間の不均衡をつよめるものでもある。

勤続手当は労働のモビリティの障害ともなっており、企業にたいする勤続でなく、労働にたいする勤続、一定年数とともに増大する労働能力にたいする手当として把握すべきである⁽⁵⁷⁾」

もとより、これまでのべてきた構図は、複雑な現実をいちじるしく、単純化しているものであって、ナショナル・センターの指導者たちの発言も、さまざまな傾向の圧力のなかで、あるときは、一定の方向を強調し、他の時は、別の方向を強調するといった錯綜した様相すらみせる。そしてこのような構図の形成のなか

イタリア労資関係の動向に関する考察

で、いぜんとしてナショナルセンター、またはその地域組織、あるいは産業別組織の主導による多数のストライキがおこなわれ、77年4月にはミラノで、ナショナル・センターの指導方向に同意しない300以上の工場評議会が集会をひらき、政府との合意につよい反発の意志を表明、またナショナル・センターの路線に抗議する学生の反乱的暴動がおきているのが現実である。しかし、また、その現実のうごきのなかで、ラマの路線は一步一步着実に滲透しているとみなすことができるようにも思われる⁽⁵⁸⁾。

国民的統一政府の形成についても、労働組合のあいだではすでに考察したような批判が続出しているが、77年6月には、共産党との合意を拒否しつづけたキリスト教民主党が、他の諸党とともに共産党との協定に署名をし、政治の領域における歴史的妥協の方向へ歩がすすめられた。

闘いの抑制について下部からの批判がつよいことはすでにのべたが、しかしまたストライキの自主規制論が着実に影響をひろげているのも他方での現実であって、朝日新聞大谷健氏の「国鉄は生き残れるかヨーロッパ版」に報告されているある産別組合指導者の「ストはもっとも強力な武器だが、ストをやれば、国より利用者に迷惑をかけ、利用者の反感を買う。それは政府や当局を利すことになる。」「だからストの仕方を考える。長いストはやらぬ。最大限でも24時間だ。もちろんクリスマス・復活祭は避ける。通勤時間帯はやめる。」「われわれは組合で内規をつくって自己規制している。⁽⁵⁹⁾」という発言はこの影響の滲透を示す1例である。

注

- (1) 河野 穰「イタリアの危機と労資関係」第5章 新評論
- (2) (1) におなじ p. 188
- (3) M. Lichtner “l'organizzazione del lavoro”, Riuniti p. 27
- (4) (3) におなじ p. 28
- (5) (3) におなじ pp. 28~29
- (6) (1) におなじ pp. 214-215
- (7) A. グラムシの工場評議会の思想とロシア革命におけるソヴェトの比較について

イタリア労資関係の動向に関する考察

は、グラムシ研究所編「グラムシ研究」に収録されているA. カラッチョーロのふたつの論文が興味ぶかい。合同出版社

- (8) 深刻な危機状況にある企業の一部として1976年2月5日号の *Rassegna Sindacale* は化学部門33, 製紙9, 鉱業1, せんい39, 食品5, 金属機械16, 建設3, 印刷7社の名をあげている
- (9) CGIL, *Rassegna Sindacale* 1975. 9. 25号 p. 11
- (10) CGIL, *Rassegna Sindacale* 1976. 3. 18号 p. 8
- (11) 諏訪康雄「イタリア労使関係の動向」*ジュリスト*1976年11月15日号
- (12) *l'Unita* 1976年5月3日号
- (13) 69年の勝利とは同年の協約改訂において、週40時間労働, 工場内における集会の権利等を確認させたことを指す。
- (14) *Il sole-24 Ore* 1977年7月2日号
- (15) *Il sole-24 Ore* 1977年7月15日号
- (16) *l'Unita* 1977年7月16日号
- (17) 賃金補完金庫については、戸塚秀夫, 徳永重良編「現代労働問題」有斐閣, pp. 438, 454 参照
- (18) (16) におなじ
- (19) *l'Unita* 1977年7月18日号
- (20) (14)~(16), (18)~(19) までの資料による
- (21) *Il Mondo* 1977年5月25日号
- (22) *Il sole-24 Ore* 1977年6月2日号
- (23) *La Stampa* 1977年5月20日号
- (24) CGIL, *Rassegna Sindacale* 1977年6月16日号 pp. 12-13
- (25) *Panorama* 1977年5月17日号
- (26) *Avanti* 1977年4月10日号
- (27) P. Boni, "Sindacato e impresa, Nessuna confusione di ruoli", *Nuova serie dei quaderni di Mondoperaio* 5, 1977, pp. 14, 15
- (28) (26) におなじ
- (29) (25) におなじ
- (30) *Il Mondo* 1977年5月25日号
- (31) (25) におなじ
- (32) *Panorama* 1976年2月17日号
- (33) *Il sole-24 Ore* 1976年2月17日号
- (34) *Gazzetta del Popolo* 1977年5月13日号

イタリア労資関係の動向に関する考察

- (35) Paese Sera 1977年3月2日号
- (36) (32) におなじ
- (37) (33) におなじ
- (38) Il popolo 1977年4月22日号
- (39) Il manifesto 1977年5月5日号
- (40) L. Gruppi, "Compromesso Storico" Riuniti, 日本共産党「世界政治資料」1977年10月上旬号に一部の訳がある。
- (41) Il Manifesto 1973年10月3日号
- (42) Fedevazione Lavovatori Metalmeccanici (3つの金属機械労組の連合)
- (43) Il giorno 1973年10月27日号
- (44) Il popolo 1973年10月28日号
- (45) Il globo 1973年10月30日号
- (46) (45) におなじ
- (47) Corriere della sera 1976年2月21日号
- (48) CGIL, Rassegna Sindacale 1977年6月16日号 p. 12
- (49) Il Popolo 1977年6月9日号
- (50) Il Sole-24 Ore 1977年7月8日号
- (51) Gazzetta del Popolo 1977年6月15日号
- (52) Il Popolo 1977年6月9日号
- (53) Il Sole-24 Ore 1977年6月8日号
- (54) Corriere della sera 1976年2月5日号
- (55) Il Resto del Corlino 1976年10月9日号
- (56) CGIL, Rassegna Sindacale 1977年2月3日号 pp. 39-43
- (57) CGIL, Rassegna Sindacale 1977年6月16日号 p. 18
- (58) なお、参考までに77年6月～7月のナショナル・センター各大会における各潮流の構成をあげれば、以下のとおりである。大会でえられたCGILの評議員会における政党系列別評議員数は、イタリア共産党153人、社会党77、プロレタリア民主党11人、指導委員会の勢力配置はそれぞれ7:4:1である。CISLの評議員は212名、77年7月7日の評議員会に出席した194名のうち、マカーリオ書記長に賛成票を投じた者133名、カルニーティ副書記長に賛成票を投じた者は126名。賛成票を投じなかった評議員は少数反対派である。77年7月4日に選ばれたUILの中央委員155名の政党系列別勢力配置は社会党77、社会民主党39、共和党系39。
- (59) 朝日新聞 1977年9月22日号